

掲示文書一覧(市長分)

令和8年1月5日

種別	番号	題名	主管課
告示	1	美術展出品料負担金の納付に係る指定納付受託者の指定について	デジタル戦略室

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 1 号
令和 8 年 1 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

美術展出品料負担金の納付に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、
美術展出品料負担金の納付について、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、
同条第 2 項の規定により告示する。

記

1 指定納付受託者の名称

P a y P a y 株式会社

2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

3 指定納付受託者に指定をした日

令和 8 年（2026 年）1 月 1 日

4 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類

美術館総務課における美術展出品料負担金